

産業衛生 レポート

No.553

2025 年 10 月号

パナソニック健康保険組合 産業衛生科学センター

労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について

～ラベル・SDS 対象物質、濃度基準値設定対象物質の一部削除～

(令和 7 年 9 月 19 日 厚生労働省 基発 0919 第 1 号)

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 ([令和 7 年厚生労働省令第 90 号](#)。以下「改正省令」) 及び「労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件」([令和 7 年厚生労働省告示第 247 号](#)。以下「改正告示」) については、令和 7 年 9 月 19 日に公布及び告示され、公布日と同日 (令和 7 年 9 月 19 日) から施行又は適用される。また、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件 ([技術上の指針 公示第 27 号](#)。以下「改正指針」) が令和 7 年 9 月 19 日付け官報に公示され、同日 (令和 7 年 9 月 19 日) に適用される。これらの改正省令、改正告示及び改正指針の改正の趣旨、内容等について、以下に記す。

第 1 改正の趣旨 (一部省略: 概要)

ラベル・SDS 対象物質については、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令 (令和 7 年政令第 35 号) 及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令 ([令和 7 年厚生労働省令第 12 号](#)。以下「令和 7 年改正省令」) により、令和 6 年 3 月 31 日までの新たな危険性及び有害性分類に基づき、ラベル・SDS 対象物質の追加、削除等が令和 9 年 4 月 1 日に施行されることとなっている。このうち、ラベル・SDS 対象物質の削除については、準備期間を設ける必要がないことから、令和 7 年改正省令におけるラベル・SDS 対象物質の削除に係る規定 (令和 9 年 4 月 1 日施行) を削るとともに、改めて当該削除に係る規定を設け、同規定を公布日に施行することとしたものである。また、改正省令によりラベル・SDS 対象物質の一部が削除となることから、改正告示及び改正指針により、所要の改正を行ったものである。

第 2 改正の要点 (一部省略: 概要)

1 改正省令関係

(1) ラベル・SDS 対象物質の削除 (安衛則別表第 2 関係)

令和 7 年改正省令から、以下の規定を削る。

則別表第 2 ステアリン酸ナトリウム、りん酸トリフェニルを削除 ([令和 9 年 4 月 1 日施行](#))

改正省令に、以下の規定を設ける。

則別表第 2 ステアリン酸ナトリウム、りん酸トリフェニルを削除 ([令和 7 年 9 月 19 日施行](#))

(2) 施行期日 (改正省令附則第 1 項関係)

施行日: 令和 7 年 9 月 19 日

2 改正告示関係

(1) 濃度基準値が定められている物質の変更

[令和 6 年改正告示](#)[※] により、新たにアクリル酸等 112 物質が追加され、令和 7 年 10 月 1 日より濃度基準値が適用されることとなっているが、このうち「りん酸トリフェニル」については、改正省令により、ラベル・SDS 対象物質から削除されたため、濃度基準値設定対象物質から削除する。

※1: 労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件 (令和 6 年厚生労働省告示第 196 号)

=====

(2) 適用期日：令和 7 年 9 月 19 日

3 改正指針関係

(1) 濃度基準値が定められている物質の変更に伴う改正

「りん酸トリフェニル」については、[令和 6 年改正告示](#)により令和 7 年 10 月 1 日から濃度基準値が適用されることとなっていたことに伴い、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針の一部を改正する件（[令和 6 年 5 月 8 日技術上の指針公示第 26 号](#)）により、化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針（令和 5 年 4 月 27 日技術上の指針公示第 24 号）に、当該物質の測定方法及び濃度基準値が追加され令和 7 年 10 月 1 日に適用されることとなっているが、改正省令により、ラベル・SDS 対象物質から削除されたことに伴い、令和 6 年改正告示から「りん酸トリフェニル」が削除されることから、本指針からも「りん酸トリフェニル」に係る項を削除する。

(2) 適用期日：令和 7 年 9 月 19 日

詳細は以下をご確認ください。

- ・【通達】[労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について.pdf](#)
- ・【概要】[労働安全衛生規則の一部を改正する省令案等の概要について（第 177 回安全衛生分科会資料）.pdf](#)
- ・【省令】[【改正省令】労働安全衛生規則の一部を改正する省令\(令和 7 年 9 月 19 日厚生労働省令第 90 号\).pdf](#)
- ・【告示】[【改正告示】労働安全衛生規則第 577 条の 2 第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準の一部を改正する件の一部を改正する件\(令和 7 年 9 月 19 日厚生労働省告示第 247 号\).pdf](#)
- ・【指針】[化学物質による健康障害防止のための濃度の基準の適用等に関する技術上の指針 新旧対照表\(令和 7 年 9 月 19 日技術上の指針公示第 27 号\).pdf](#)

建築基準法施行令の一部を改正する政令 ～木材利用促進のため建築物の防火関係規制等の見直し～

(令和 7 年 9 月 3 日公布 令和 7 年政令第 310 号)

2050 年までのカーボンニュートラルの実現へ向け、温室効果ガスの吸収や貯蔵の効果を有する木材について、建築物における利用を促進するため、建築物の防火・避難関係規制等を見直す「建築基準法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。以下に示すように、内装制限、排煙口の設置、防煙壁の設置義務等、防火関係規制等について、見直されています。労働安全衛生法で規制を受けている事業場に設置される簡易リフトについても、規制範囲が見直されているので、ご確認をお願いします。

●政令の概要

(1) 防火区画等に係る室内の内装制限の見直し

建築物の防火区画等について、室内の内装の仕上げ及び下地を不燃材料又は準不燃材料で造ることを求めているところ、これに準ずる措置が講じられたものについても認めることとします。

(2) 小屋裏隔壁に係る制限の緩和

小屋組が木造である建築面積が 300 m²を超える建築物のうち、避難上及び防火上支障がないものとして一定の基準に適合する建築物については、小屋裏への隔壁の設置等を不要とすることとします。

(3) 無窓居室の判定基準の見直し

無窓居室に該当する居室の基準となる排煙口の面積について、一律に規定するのではなく、排煙口及び給気口の設置位置及び性能に応じた面積とすること等とします。

(4) 防煙壁として扱うことのできる対象の拡大

防煙壁として扱うことができる構造として、準耐火構造（その下端から床面までの距離が一定以上であるものに限る。）を追加するとともに、天井面から 50cm 以上下方に突出したはり（梁）を防煙壁として扱うこ

=====

とが可能であることを明確化することとします。

(5) 自然排煙口に係る建築材料規制の緩和

排煙設備の排煙口のうち、排煙機を設けない自然排煙口については不燃材料で造ることを要しないこととします。

(6) 避難及び消火上必要な敷地内の通路の見直し

大規模な木造建築物等に係る敷地内の通路等について、道路に面する部分の他、避難及び消火上支障がない部分の周囲には通路の設置を不要とすることができることとします。

(7) 既存の建築物への制限の緩和

建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替を行う際の現行基準適合義務の緩和措置に屋根、外壁、軒裏の防耐火性能に関する規定を追加することとします。

(8) 建築基準法の規制対象とするエレベーター、小荷物専用昇降機の範囲の見直し

労働安全衛生法で規制を受けている事業場に設置される簡易リフトについて、建築基準法におけるエレベーター、小荷物専用昇降機に係る規制の対象外とします。

●施行日：令和 7 年 11 月 1 日

詳細は以下をご確認ください。

・政令 [官報](#)

・国土交通省 令和7年8月29日報道発表資料

[報道発表資料.pdf](#) [要綱.pdf](#) [案文・理由.pdf](#) [新旧対照表.pdf](#)

太陽電池発電設備の台風被害、どう防ぐ？

～台風接近前や台風通過後の設備点検が重要～

(令和 7 年 8 月 20 日 独立行政法人 製品評価技術基盤機構発表)

独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）から、台風による太陽電池発電設備の電気事故について注意喚起と、事故リスクを低減するポイントについて公表されています。

太陽電池発電設備は屋外に設置されるため、強風や豪雨の影響を受けやすく、破損や水没による電気事故のリスクが高まります。特に勢力の大きい台風では集中して被害が発生する傾向にありますが、規模の小さい台風でも事故が発生しており、いずれの場合も事前の備えが重要です。

NITE が実施した立入検査では、太陽電池パネルの固定金具の緩み等の台風により電気事故に至るリスクのある事例が報告されています。対策ポイントを参考にして、継続的な安全対策の実施をお願いします。

詳細は以下をご確認ください。

・[太陽電池発電設備の台風被害、どう防ぐ？ | 国際評価技術 | 製品評価技術基盤機構](#)

・[台風事故リスクを低減するための対応ポイント.pdf](#)